

HPKI について

2009.09.29 永池 京子

・仕様ではコードの独自部分に職種コードを記入できますが、実務の必要上(例えば訪問看護など診療報酬で違いが出るケースもあるため)、看護師(Registered Nurse)と准看護師(Vocational Nurse)をわけて記入することはできないでしょうか。

・免許番号などを付与し、HPKI の実働の実態把握により、各職種の就労数などもリアルタイムで把握することができるかと思われませんが、そこまで利用範囲を広げる予定はあるのでしょうか。

・医療情報システム開発センター上の web サイトでも「HPKI 署名用電子証明書を用いると、医師などの押印が必要な書類を全て電子的に作成し電子署名を付加することで正本として扱うことができるようになり、利便性が大幅に向上します」とありますが(http://www.medis.or.jp/8_hpki/explain.html)、これは現在紙ベースの医療機関に対し何らかの支援があると考えてよいのでしょうか。

・HPKI の適用範囲はどこまでと考えればよろしいのでしょうか。必要に応じて書類をアウトプットする際に利用するという理解でもよろしいのでしょうか(内部独立システムでの医療機関内のみの運用であれば HPKI 以外でも認証方法もあるため)。

・医師の麻薬管理、管理薬剤師等の情報を HPKI に付加する必要はないのでしょうか。これは HPKI ではなく、処方箋が電子化される際に情報が付加されるのでしょうか。